

倫理規則

制定 平成 13 年 4 月 20 日（理事会）

改正 平成 23 年 4 月 22 日（理事会）

改正 平成 25 年 3 月 14 日（理事会）

改正 平成 26 年 5 月 15 日（理事会）

（平成 30 年 4 月 1 日公益社団法人）

（目的）

第 1 条 この規則は、会員に対して公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の倫理綱領の遵守徹底を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（会員及び本協会の責務）

第 2 条 会員は、上下水道コンサルタントの社会的使命と責務を自覚し、社員の倫理意識の醸成に常に努めなければならない。

2 本協会は、前条の目的を達成するため、会員の倫理意識の向上と倫理綱領の遵守徹底に努めるものとする。

（倫理綱領違背の措置）

第 3 条 会員が倫理綱領に違背した場合は、この規則に定めるところにより当該会員を処分する。

（処分の適用範囲）

第 4 条 前条の処分の適用範囲は、原則として上下水道コンサルタント登録部門に関するものとするが、この登録部門以外であっても、本協会又は他の会員の名誉を傷つけたと判断される場合には、適用するものとする。

（処分の種類と適用方針）

第 5 条 第 3 条に定める処分の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 口頭による注意
- (2) 文書による警告
- (3) 会員権の一時停止
- (4) 除名

2 前項の処分の適用は、倫理綱領違背事案の状況に応じて判断するものとする。

（調査及び審議）

第 6 条 支部は、会員が起こした倫理綱領違背事案に関する新聞報道その他の情報に接したときは、速やかに、かつ、可能な範囲でその状況把握に努めるとともに、その結果を会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、倫理委員会に当該事実について調査させるとともに、

処分に関して審議させるものとする。

- 3 倫理委員長は、倫理綱領違背事案を起こした会員から弁明の申し出があった場合には、適宜、弁明の機会を設けなければならない。
- 4 倫理委員長は、倫理委員会において調査及び審議を行った場合には、その結果及び処分案について会長に報告及び処分に関する意見具申を行うものとする。

(処分の決定方法)

- 第7条 第5条第1号及び第2号の処分については、会長は、理事会の議決を経ないで行うことができるものとする。この場合、会長は、行った処分について、直後に開催される理事会に報告しなければならない。
- 2 第5条第3号の処分については、会長は、理事会の議決を経て行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、会長は、業務執行理事会の議決を経て行うことができるものとする。この場合、会長は、業務執行理事会の議決を経て行った処分について、直後に開催される理事会に報告しなければならない。
 - 3 前項の処分を行う場合には、出席理事総数又は業務執行理事総数の3分の2以上の議決を要するものとする。
 - 4 第5条第4号の処分については、定款第9条に基づき社員総会の決議によって行うものとする。

(会員権の一時停止処分の内容及び期間)

- 第8条 第5条第3号の会員権の一時停止処分の内容は次のとおりとし、その停止期間は別表1による。
- (1) 協会資料の配布の停止
 - (2) 協会の諸行事への参加の禁止

(処分の決定方法の特例措置)

- 第9条 会員の役職員が贈収賄容疑その他これに類する事案で逮捕された場合は、第7条第2項の規定に関わらず、会長は、かかる事案の再発防止を図る観点から、理事会又は業務執行理事会の議決を経ないで、会員権の一時停止処分を行うことができるものとする。この場合、会長は、行った処分について、直後に開催される理事会に報告しなければならない。
- 2 前項の会員権の一時停止処分の停止期間は、別表2による。
 - 3 前各項による処分を行った後、当該処分を変更又は取り消しを行う必要が生じた場合には、会長は、速やかに倫理委員会に再度審議を行わせ、その意見具申に基づき、当該処分の変更又は取り消しを行うものとする。なお、会長は、処分の変更又は取り消しを行った場合には、直後に開催される理事会に報告しなければならない。

(処分の通知)

- 第10条 会長は、第7条の処分並びに第9条の処分及びその変更及び取り消しを行ったときは、処分を受けた会員及びその会員が所属する支部長に文書で通知するものとする。

(会員への注意喚起)

第11条 会長は、前条の通知を発した場合には、再発防止を図る観点から、倫理綱領違背事案について処分を行った会員以外の会員に対し、文書若しくは電子的方法により、又は本協会のホームページへの掲載により、注意喚起を行うものとする。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月20日から施行する。
- 2 会員の倫理に関する規約（昭和60年10月21日理事会承認）は廃止する。

附則

この規則は、一般社団法人への移行に伴う理事会議決規程の経過措置等に関する規程（平成23年4月22日理事会議決）に基づき、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会の設立登記の日から施行する。

附則

この規則は、平成25年3月14日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成26年5月15日から施行する。
- 2 倫理規則内規（平成14年4月19日制定）は、廃止する。

別表 1

会員権の一時停止標準期間（第8条関係）

役 職	事案の程度	標準期間
代表取締役	重大	6ヶ月
	軽微	4ヶ月
役員、これに準ずる者	重大	5ヶ月
	軽微	3ヶ月
社員	重大	4ヵ月
	軽微	2ヵ月

（注1）重大、軽微の考え方は次のとおりとする。

重大：おおむね懲役1年以上の事案（執行猶予付きを含む。）

軽微：上記以外の事案

（注2）標準期間は、最低期間として規定したものであり、事案の状況に応じて判断することとする。

別表 2

特例措置による会員権の一時停止期間（第9条関係）

1. 贈収賄容疑で逮捕された場合その他これに類すると認められる事案の場合の会員権の一時停止期間は、次のとおりとする。

役 職	期 間
代表取締役	4ヶ月
役員、これに準ずる者	3ヶ月
社員	2ヶ月

2. 上記期間は、特段の理由がある場合には、期間の増減ができるものとする。